



# 鳥取県公報

平成13年 3月28日(水)  
号外第28号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- 条 例** 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） ..... 2  
 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例（警察本部捜査第一課） ..... 2  
 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（教育委員会高等学校課） ..... 3

= 公布された条例のあらまし =

### 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次の作業に係る作業手当の上限額を引き上げることとした。（第4条関係）

作 業 の 区 分	作 業 手 当 の 上 限 額	
	改 正 後	現 行
ア 死体取扱作業 (イに掲げるものを除く。)	勤務1日につき1,600円	勤務1日につき1,100円
イ 死体取扱作業 (人事委員会が定めるものに限る。)	1体につき3,200円	1体につき2,500円

- 2 正規の勤務時間以外の時間において、犯罪予防等の作業に従事した場合に、作業手当に加算する額を次のとおり改めることとした。（第4条関係）

改 正 後	現 行
勤務1回につき1,240円	勤務1回につき620円 (心身に著しい負担を与える作業に従事したときは、1,240円)

- 3 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

### 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

- 1 犯罪統計事務を生活安全部から刑事部に移管することとした。（第4条、第5条関係）  
 2 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

### 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園を廃止することとした。（第1条、第6条関係）  
 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

## 条 例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第35号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 前条第1項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において人事委員会規則で定める。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前条第1項第7号に掲げる作業（次号に掲げるものを除く。）勤務1日につき<u>1,600円</u></p> <p>(5) 前条第1項第7号に掲げる作業（人事委員会が定めるものに限る。）1体につき<u>3,200円</u></p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>2 警察職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。次条第2項において同じ。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で前条第1項第1号、第3号、第5号、第16号、第16号の2又は第20号に掲げる作業に従事したときは、前項に定める額に、その勤務1回につき<u>1,240円</u>を加算する。</p> <p>3～9 略</p>	<p>第4条 前条第1項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において人事委員会規則で定める。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前条第1項第7号に掲げる作業（次号に掲げるものを除く。）勤務1日につき<u>1,100円</u></p> <p>(5) 前条第1項第7号に掲げる作業（人事委員会が定めるものに限る。）1体につき<u>2,500円</u></p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>2 警察職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。次条第2項において同じ。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で前条第1項第1号、第3号、第5号、第16号、第16号の2又は第20号に掲げる作業に従事したときは、前項に定める額に、その勤務1回につき <u>620円</u>（心身に著しい負担を与えると人事委員会 <u>が認める作業に従事したときは、1,240円</u>）を加算する。</p> <p>3～9 略</p>

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第36号**

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活安全部の所掌事務)</p> <p>第4条 生活安全部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(生活安全部の所掌事務)</p> <p>第4条 生活安全部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 犯罪統計に関すること。</u></p>
<p>(刑事部の所掌事務)</p> <p>第5条 刑事部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 犯罪統計に関すること。</u></p>	<p>(刑事部の所掌事務)</p> <p>第5条 刑事部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第37号**

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改

める。

改正後	改正前				
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立高等学校、鳥取県立盲学校、鳥取県立聾学校及び鳥取県立養護学校の設置について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立高等学校、鳥取県立盲学校、鳥取県立聾学校、鳥取県立養護学校及び鳥取県立幼稚園の設置について定めることを目的とする。</p> <p>(鳥取県立幼稚園の設置) 第6条 鳥取県立高等学校に附属して、鳥取県立幼稚園を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="831 772 1358 913"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園</td> <td>鳥取市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園	鳥取市
名 称	位 置				
鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園	鳥取市				

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。